

加古川市監査委員	井ノ口 淳 一
加古川市監査委員	船 江 恒 平
加古川市監査委員	木 谷 万 里
加古川市監査委員	岡 田 妙 子

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により監査等を実施したので、同条第9項及び加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

財政援助団体（公益社団法人 加古川市シルバー人材センター）における令和6年4月1日から令和7年10月31日までの出納その他の事務

2 監査の実施期間

令和7年12月2日から令和8年2月18日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財政援助団体の出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

財政援助団体の出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。